

2020年版 速修テキスト5 経営法務

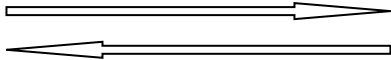
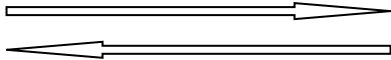
標記書籍内容に誤りがありました。読者の皆様にご迷惑をお掛けいたしましたこと深くお詫びいたします。恐れ入りますが、下記の内容へ変更のうえご利用いただきますようお願いいたします。下線部が変更点です。

【正誤表】

1. p.44 第1部 速修テキスト 第1章 III 8 多数当事者間の債権債務関係 (6)連帯債務
⑧その他 2行目

誤	正
ただし、債権者および他の連帯 <u>債権者</u> の一人が～	ただし、債権者および他の連帯 <u>債務者</u> の一人が～

2. p.54 第1部 速修テキスト 第1章 III 13 相殺 (1)相殺の意義 【相殺】図内

誤	正
<p>自動債権 100万円</p>  <p>受動債権 80万円</p>	<p>自働債権 100万円</p>  <p>受働債権 80万円</p>

3. p.54 第1部 速修テキスト 第1章 III 13 相殺 (2)相殺の要件 ②(d) 下から3行目

誤	正
(d)不法行為等によって生じた債権を受 <u>動</u> 債権とする場合であって、次の要件をみたすときには、相殺が禁止されている。	(d)不法行為等によって生じた債権を受 <u>働</u> 債権とする場合であって、次の要件をみたすときには、相殺が禁止されている。

4. p.324 第1部 速修テキスト 第5章 I 3 製造物責任法 (2)製造物責任法の詳細 6行目

誤	正
(a)被害者またはその法定代理人が損害および賠償義務者を知った時から <u>3年間</u> 行使しないとき (<u>5条1項</u>)。	(a)被害者またはその法定代理人が損害および賠償義務者を知った時から <u>3年間</u> (<u>人の生命または身体を侵害した場合においては5年間</u>) 行使しないとき (<u>5条1項1号、2項</u>)。

5. p.324 第1部 速修テキスト 第5章 I 3 製造物責任法 (2)製造物責任法の詳細 9
行目

誤	正
(b)その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から10年を経過したとき(同条同項)。こちらについては、不法行為責任の除斥期間(20年)より短縮されている。なお、「身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害」または「一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害」については、その損害が生じた時点から起算される(同条2項)。	(b)その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から10年を経過したとき(同条1項2号)。こちらについては、不法行為責任の消滅時効(20年)より短縮されている。なお、「身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害」または「一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害」については、その損害が生じた時点から起算される(同条3項)。

6. p.325 第1部 速修テキスト 第5章 I 4 消費者保護法 (3)消費者契約法 1行目

誤	正
④瑕疵担保責任の全部を免除する条項、	(削除)

7. p.525 第2部 テーマ別1次過去問題集 解答・解説編 第2章 II 平成23年度第7問

誤	正
イ：不適切である。特許権の存続期間は、特許出願の日から20年である(特許法67条1項)。一方、意匠権(関連意匠の意匠権を除く)の存続期間は、設定の登録の日から20年(意匠法21条1項)、関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から20年(同法21条2項)である。商標権の存続期間は、設定の登録の日から10年(商標法19条1項)であるが、更新登録の申請により更新することができる(同法19条2項)。	イ：不適切である。特許権の存続期間は、特許出願の日から20年である(特許法67条1項)。一方、意匠権(関連意匠の意匠権を除く)の存続期間は、設定の登録の日から20年(意匠法21条1項)、関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から20年(同法21条2項)である。商標権の存続期間は、設定の登録の日から10年(商標法19条1項)であるが、更新登録の申請により更新することができる(同法19条2項)。なお、令和2年4月1日改正法施行後は、意匠権(関連意匠の意匠権を除く)の存続期間は、意匠登録出願の日から25年、関連意匠の意匠権の存続期間は、基礎意匠の意匠登録出願の日から25年となる。

8. p.531 第2部 テーマ別1次過去問題集 解答・解説編 第2章 IV 平成25年度第10問

誤	正
<p>ウ：不適切である。関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から20年をもって終了する（同法21条2項）。したがって、関連意匠の意匠権の設定の登録の日から20年ではなく、本意匠の意匠権の設定の登録の日から20年で存続期間が終了する。</p>	<p>ウ：不適切である。関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から20年をもって終了する（同法21条2項）。したがって、関連意匠の意匠権の設定の登録の日から20年ではなく、本意匠の意匠権の設定の登録の日から20年で存続期間が終了する。<u>なお、令和2年4月1日改正法施行後は、関連意匠の意匠権の存続期間は、基礎意匠の意匠登録出願の日から25年となる。</u></p>

9. p.534 第2部 テーマ別1次過去問題集 解答・解説編 第2章 V 平成30年度第12問

誤	正
平成30年度 第12問 <u>解答：ウ</u>	平成30年度 第12問 <u>解答：ア</u>

以上